

●香川県告示第17号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成23年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許年月日

平成23年1月11日

2 免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

丸亀市土地開発公社

丸亀市大手町2丁目3番1号

丸亀市土地開発公社 理事長 宮川 明広

丸亀市垂水町3245番地2

3 埋立区域

(1) 位置

丸亀市昭和町22番4の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点までを順次に結ぶ平成18年3月22日付け17港湾第51091-6号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +3.42メートルにより決定）、④の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と既設工作物との境界線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

①の地点	二等三角点下真島（北緯34度18分7.6605秒、東経133度45分52.6889秒。以下「基点」という。）から129度16分05秒 979.91メートルの地点
②の地点	①の地点から62度13分48秒、5.79メートルの地点
③の地点	②の地点から332度13分48秒、1.38メートルの地点
④の地点	③の地点から62度13分48秒、2.39メートルの地点
⑤の地点	④の地点から152度13分48秒、0.35メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から62度13分48秒、0.50メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から152度13分48秒、241.00メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から242度48分54秒、8.23メートルの地点

(3) 面積

2,032.00平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

丸亀市昭和町29番、22番4、19番2、22番1及び19番の地内並びに29番、22番4及び19番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、Aの地点からDの地点までを順次に結んだ線及びDの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から129度57分13秒、969.63メートルの地点
Bの地点	Aの地点から62度13分48秒、44.00メートルの地点
Cの地点	Bの地点から152度13分48秒、249.98メートルの地点
Dの地点	Cの地点から242度13分48秒、44.00メートルの地点

(3) 面積

10,998.99平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地